

《療養費支給申請の際の留意点》

この申請書は、医療機関等で健康保険証を提示できなかつたとき、海外で診療を受けたとき医師の指示でコルセットや治療用眼鏡等の治療用装具を作成、装着したとき、四肢のリンパ浮腫の治療のために弾性着衣等を購入したときなど、やむを得ず医療費を全額自費で支払った場合に、健康保険負担分の払い戻しを受けるためのものです。

※通勤途上、業務上の傷病は対象外です。

※傷病の原因が第三者の行為による場合は「第三者行為による傷病届」の提出が必要となりますので、当組合（03-3666-1881）までご連絡ください。

・添付書類は原本を提出してください。※写しと指示のあるものは除く

書類の返却は行いませんので、療養費の支給を受けた残りの自己負担分について自治体から補助を受けるなど、当組合に提出した書類が必要となる場合はお申し出ください。当組合で原本と相違ない旨の証明をした写しを発行し、支給決定通知書とともに後日お送りします。

●保険証を提示できなかつたとき（立替払）、海外で診療を受けたとき（海外療養費）

※申請書は1ヶ月ごと、受診者ごと、医療機関ごと、入院・外来ごとに1枚必要となります。

【立替払の添付書類】

- ・医療費の領収証
- ・診療報酬明細書（病院で受診したとき）
- ・調剤報酬明細書（薬局で受診したとき）

【海外療養費の添付書類】

- ・医療費の領収証
- ・領収明細書（様式B）
- ・診療内容明細書（様式A、歯科の場合はC）
- ・海外に渡航した事実が確認できる書類（パスポート等）の写し
- ・海外の医療機関等に対して診療内容等の照会を行うことの同意書

※領収明細書、診療内容明細書は1ヶ月ごと、受診者ごと、医療機関ごと、入院・外来ごとに1枚必要になることと、医療機関での証明が必要となります。

※領収明細書、診療内容明細書は当組合HP掲載の様式をお使いください。但し、同様の項目、内容が記載されていれば、医療機関独自の様式でもかまいません。

※海外療養費の支給については、診療内容を日本の健康保険制度に基づく診療報酬体系にあてはめ、その内で健康保険負担分に相当する額は払い戻されます。よって実際に支払った金額と払い戻される金額との間に大きな開きが生じる場合があります。また、やむを得ない受診に相当しないもの（治療目的で海外に渡った場合等）、健康保険が適用外のもの（健康診断、予防接種、文書料等）は対象外です。

●医師の指示で治療用装具を作成したとき、弾性着衣等を購入したとき

※領収証の日付が医師の指示日以降（同日可）であることをご確認ください。

※療養費の支給に関して、装具作成の頻度や個数に制限があります。

【コルセット等の添付書類】

- ・医師が作成した「装具装着証明書」（治療用装具の作成を指示する診断書）
- ・コルセット等の代金の領収証および明細書（仕様書）

※靴型装具の申請の場合は、当該装具の写真（患者が実際に装着する現物であることが確認できるもの）を添付してください。

【治療用眼鏡等の添付書類】

- ・医師が作成した「治療用眼鏡等の作成指示書」の写し
- ・治療眼鏡等の代金の領収証（「治療用眼鏡代」としての但し書きがあるもの）

【弾性着衣等の添付書類】

- ・医師が作成した「弾性着衣等装着指示書」
- ・弾性着衣等の代金の領収証および明細書